平成２８年（フ）第７０１号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―12―606
破産者　萱島　暉由
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７７７号
仙台市太白区柳生字上河原58番地の２　リバーサイドシャトーＡ棟203
破産者　河村　孝志
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字水沢61番地
破産者　銭谷　克行
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５４号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字水沢61番地
破産者　銭谷　克仁
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第５００号
埼玉県日高市大字檜木45番地２
破産者　木村　伸吉
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保316番地９、破産手続開始時の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保796番地19
破産者　丸山　　享
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４号
石川県七尾市深見町夕部７番地、従前の住所石川県七尾市古府町三ケ塚４番地３　市営古府住宅45号
破産者　深尾貞一郎
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１４８５号
名古屋市名東区大針１丁目200番地
破産者　平山　　一
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５０号
名古屋市緑区乗鞍３丁目137番地　ヴィンヤード303号室、開始決定時の住所名古屋市緑区徳重３丁目904番地の14
破産者　岩田　　明
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６７号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　高森台団地第17号棟第106号室、従前の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2906番地12
破産者　小西　勝利
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切222番地エトワール中切Ⅰ　201号、開始決定時の住所愛知県犬山市四季の丘６丁目１番地
破産者　林　　正利
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７００号
大阪府富田林市高辺台３丁目９番20号
破産者　保澤　邦昭
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３６号
神戸市東灘区住吉東町２丁目２番７号
破産者　長田　吉広
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２８号
横浜市港北区日吉７丁目22番13号
破産者　渡邊　　顕
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７９号
横浜市中区石川町５丁目217番地10　メゾンフジミ102号室
破産者　片桐　清貴
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ８号棟607号室
破産者　小林　卓也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部